

島根県報

号外第九八号
平成十五年七月三十一日
(木曜日)

訓 令

目 次

職員勤務時間に関する規程の一部改正

(人 事 課)

訓

令

島根県訓令第二十二号

職員勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

本 庁
地方機関

平成十五年七月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

別表国際課の項中

条例第 3 条第 1 項による。

規程第 1 条による。

を

附 則

この訓令は、平成十五年八月一日から施行する。

4 週間について

8 日

（所属長が職員ごとに指定する。）

4 週間ごとの期間について、1 週間当たりの勤務時間が 40 時間になるように所属長が割り振る。

を

同

左

同

左

に改める。

4 週間について

8 日

（所属長が職員ごとに指定する。）

4 週間ごとの期間について、1 週間当たりの勤務時間が 40 時間になるように所属長が割り振る。

に改め、同表消防防災課の項中

毎週火・金曜日発行

平成十五年七月三十一日印刷
平成十五年七月三十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)